

訴 状

令和5年2月21日

東京地方裁判所民事部 御中

住所

〒273-0005

千葉県船橋市本町一丁目11番29-101号

原告 NHK党

上記代表者 党首 立花孝志



(送達場所)

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-1-1

参議院議員会館304号室

立花 孝志

電話 080-2508-9347

FAX 03-3591-2300

〒107-0052

東京都

被告 三木谷 浩史

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 2,000,000円

貼用印紙額 15,000円



請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金200万円及び訴状の日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とするとの判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、法人格のある国政政党です。現在、原告には、訴外ガーシーこと東谷義和（以下「ガーシー」という。）を含む2名の国会議員の他、20名ほどの現職地方議員が在籍しています。
- 2 被告三木谷浩史は、東証プライム市場（旧東証一部）に上場している楽天グループ株式会社において、代表取締役会長兼社長兼最高執行役員という肩書で代表者をしている個人です。

第2 本件提訴に至る事情

- 1 令和5年1月12日午前5時00分、読売新聞オンラインニュースが、【NHK党のガーシー（本名・東谷義和）参院議員（51）がインターネットの動画投稿サイトを通じて著名人を脅迫・中傷するなどした疑いがあるとして、警視庁は11日、ガーシー氏の関係先を暴力行為等処罰法違反（常習的脅迫）や名誉毀損（きそん）容疑などで捜索した。警視庁は複数人から告訴を受理しており、容疑を裏付けるため強制捜査が必要と判断したとみられる。】と報道した。
- 2 この報道により、原告代表者立花孝志（以下「立花」という。）の携帯電話や事務所に報道機関各社からガーシーに関する取材が殺到したため、令和5年1月12日午後6時00分より、原告は緊急の記者会見を行いました。
- 3 その後、強制捜査をされた関係者へのヒヤリングを行ったところ、ガーシーを名誉棄損罪（刑法第230条）で警視庁に刑事告訴（以下「本件刑事告訴」という。）したのは被告である事が判明した。

第3 不法行為

- 1 たしかに、ガーシーは令和4年6月22日公示で令和4年7月10日投票日の第26回参議院議員通常選挙【以下（本件選挙）という。】の選挙期間中の2022年6月26日に、「被告がウクライナの女性たちを集めて男女の乱れるパーティーを開いた」とインスタグラムにて生配信を行うなど、被告の名誉を棄損する暴露をした事は認める。
- 2 ガーシーによる暴露は本件選挙における選挙運動として行われ、上場企業の代表者である被告が、売春パーティーという違法行為をしたという事実を述べるものであり、被告の社会的評価を低下させる行為であるが、暴露内容

は真実であり、また、ガーシーは被告という上場企業の代表者やその周辺にいるメディアや政治家の在り方に対する問題提起の目的でこのような暴露を行っており、公共性及び公益目的が認められ、違法性が阻却される。そして、このことは被告自身も認識しているはずである。

3 よって、被告の本件刑事告訴は虚偽告訴である。

第4 被告の責任

1 被告は、本件刑事告訴（虚偽告訴）によって、ガーシーの信用を毀損した。

2 ガーシーは原告に2人しかいない国会議員の1人なので、ガーシーの信用毀損はそのまま原告の信用毀損につながる。

3 よって被告は、原告が被った損害を賠償する責任があります。

第5 原告の損害

1 被告の不法行為により原告が被った損害は甚大であり、これを金銭に換算すれば金200万円を下りません。

第6 結語

よって原告は被告に対し、民法第709条に基づき、請求の趣旨1項記載の金員の支払いを求めるものです。

以 上

付属書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 履歴事項全部証明書 1通